

平成28年(行ウ)第49号, 同第134号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 ほか101名


被告 国(処分行政庁 原子力規制委員会)

第2準備書面


平成28年10月19日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告訴訟代理人


弁護士 竹野下 喜彦 


被告指定代理人

部付 荻谷 昌子 


部付 藤枝 祐人


上席訟務官 大平 浩志 


訟務官 佐々木 弥生 










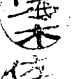




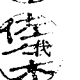



法務事務官 竹内 弘樹 

環境事務官 高橋 政史 

環境事務官 小川 哲兵 

環境事務官 大城 朝久 

環境事務官 矢野 諭 

環境事務官	仲	村	淳	一	
環境技官	海	田	孝	明	
環境事務官	井	藤	志	暢	
環境事務官	豊	島	広	史	
環境技官	谷	川	泰	淳	
環境事務官	羽	田	野	誉	
環境技官	市	村	知	也	
環境技官	西	崎	崇	徳	
環境技官	片	野	孝	幸	
環境技官	小	林		勝	
環境技官	岩	田	順	一	
環境技官	鈴	木	健	之	
環境事務官	船	田	晃	代	
環境技官	反	町	幸	之助	
環境技官	佐	藤	秀	幸	
環境技官	永	井		悟	
環境技官	佐	藤	雄	一	
環境技官	藤	原	弘	成	

目 次

第 1	本件訴え変更申立書により交換的に変更された後の請求の趣旨に対する答弁	4
1	本案前の答弁	4
2	本案の答弁	4
第 2	本案前の答弁の理由	4
第 3	本件各処分に係る制度の概要等	5
1	段階的安全規制の体系	5
2	高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度	7
(1)	高経年化対策制度	7
(2)	運転期間延長認可制度	9
3	原子力規制委員会による設置変更許可等に係る審査の概要	9
(1)	原子炉設置変更許可	10
(2)	工事計画（変更）認可	10
(3)	使用前検査	11
(4)	保安規定（変更）認可	11
(5)	運転期間延長認可	12
第 4	求釈明	13

被告は、本準備書面において、原告らの平成28年8月5日付け訴えの変更申立書（以下「本件訴え変更申立書」という。）により交換的に変更された後の請求の趣旨に対して答弁するとともに（後記第1）、本案前の答弁の理由、本件各処分に係る制度の概要等を述べ、原告らに対して求釈明を行うこととする（後記第2ないし第4）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 本件訴え変更申立書により交換的に変更された後の請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 本件各訴えをいずれも却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする

2 本案の答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

原告らは、本件訴え変更申立書により交換的に変更された後の請求の趣旨及び平成28年（行ウ）第134号事件の訴状の請求の趣旨において、原子力規制委員会が関西電力に対してした本件各原子炉に係る本件運転期間延長認可処分、本件設置変更許可処分、本件工事計画認可処分及び本件保安規定変更認可処分（本件各処分）の取消しを求めている。

本件各訴えが適法であるためには、原告らが本件各処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（行訴法9条）と認められること（原告適格）が必要である。

原告適格を基礎づける事実については原告らが主張立証責任を負う（司法研

修所編「改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」112ページ
ところ、原告らの中には、東京都や福岡県等の本件各原子炉施設から遠方に居
住する者が少なからず含まれているにもかかわらず、原告らは、「放射性物質
はあらゆるものを汚染してその効用を喪失させることから、財産についても、
周辺地域だけでなく、風向きや天候条件によってホットスポットができれば、
相当程度離れた地域であっても、全ての財産を失わせる可能性すらある」、「こ
のまま本件各処分がなされた状態において、それが福島第一原発事故のような
深刻な災害を万が一にも起こさないようにするという法の趣旨に反する違法な
ものであった場合には、原告らは生命、身体、財産及び放射能に汚染されない
環境で生活する利益という極めて重大で回復し難い利益について、不可逆的か
つ全面的に、重大な損害を被ることになる」などと抽象的な主張をするにとど
まり（本件訴え変更申立書第2の2、平成28年（行ウ）第49号事件の訴状
第8章第3の3及び4・87ページ、同第134号事件の訴状第8章第3の3
及び4・84及び85ページ）、個々の原告について、その原告適格を基礎づ
ける具体的な事実等を何ら主張立証していない。

したがって、原告らが本件各訴えにつき原告適格を有していることが立証さ
れていない以上、本件各訴えは訴訟要件を欠く不適法なものであり、いずれも
却下を免れないというべきである。

第3 本件各処分に係る制度の概要等

1 段階的安全規制の体系

(1) 原子炉等規制法は、原子炉施設の設計から運転に至る過程を段階的に区分
し、それぞれの段階に対応して、一連の許認可等の規制手続を介在させ、こ
れらを通じて原子炉の利用に係る安全確保を図るという、段階的安全規制の
体系を採用しており、このことは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所
の事故を契機としてされた、原子炉等規制法の平成24年法律第47号によ

る改正の前後を通じて変更はない。

すなわち、原子炉等規制法においては、発電用原子炉を設置しようとする者は、まず、①原子力規制委員会の原子炉設置許可を受けることを要する（原子炉等規制法43条の3の5、同法43条の3の6）。次に、工事に着手するためには、②工事の計画について原子力規制委員会の認可を受けなければならない（原子炉等規制法43条の3の9）。そして、発電用原子炉施設の使用を開始するためには、③原子力規制委員会の使用前検査を受け、これに合格しなければならないほか（原子炉等規制法43条の3の11）、④保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない（原子炉等規制法43条の3の24）。さらに、運転開始後においても、⑤一定の時期ごとに、原子力規制委員会が行う施設定期検査を受けなければならない（原子炉等規制法43条の3の15）。

- (2) また、発電用原子炉設置許可を受けた者が、原子炉等規制法43条の3の5第2項2号から5号まで又は8号から10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、⑥原子力規制委員会の設置変更許可（原子炉等規制法43条の3の8）を受けなければならないが、この許可（設置変更許可）については、設置許可に関する原子炉等規制法43条の3の6の規定を準用している（原子炉等規制法43条の3の8第2項）。これは、設置変更許可が必要とされる上記各事項が、発電用原子炉の使用の目的、型式、熱出力等、あるいは発電用原子炉施設の位置、構造及び設備等に関する事項であって、その性質上、上記各事項を変更するに当たっては、原子炉等規制法43条の3の6が規定する許可基準への適合性を改めて審査する必要があるためである。

そして、設置変更許可を受けた上で、当該許可との関係で必要な範囲において、設置許可と同様に、工事計画（変更）認可（②）、使用前検査（③）及び保安規定の（変更）認可（④）を受けなければならない（原子炉等規制法43条の3の9第1項本文及び第2項本文、同法43条の3の11第1項

本文、同法43条の3の24第1項)。

(3) かかる段階的安全規制のうち、上記①の設置許可及び上記⑥の設置変更許可においては、申請に係る発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性等が判断される(前段規制)。これに対し、上記②ないし⑤の工事計画(変更)認可、使用前検査、保安規定の(変更)認可、施設定期検査といった規制(後段規制)においては、設置(変更)許可処分時において審査された基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性を前提として、その発電用原子炉施設の具体的な設計や工事方法といった詳細設計の妥当性が審査された上、現実に工事がされ、使用前検査を経て使用が開始された発電用原子炉施設について、具体的な部材・設備の強度、機能に問題がないか否か、発電用原子炉施設を安全に運転、管理するための体制、作業手順書等に問題がないか否かを確認するという仕組みが採られている。

2 高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度

以上の規制に加え、運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、高経年化対策制度が採られており、更に発電用原子炉の設置の工事について最初に使用前検査に合格した日から起算して40年を超えて当該発電用原子炉の運転期間を延長するに際しては、運転期間延長認可制度が採られている。

以下詳述する。

(1) 高経年化対策制度

発電用原子炉の設置者は、発電用原子炉施設の保全について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない(原子炉等規制法43条の3の22第1項1号)。

上記措置のうち、高経年化対策についてみると、発電用原子炉設置者は、①運転を開始した日以後30年を経過していない発電用原子炉に係る発電用

原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後30年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（安全上重要な機器等）並びに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉則」という。）82条1項各号に掲げられた機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価（以下「高経年化技術評価」という。）を行い、この評価の結果に基づき、10年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）を策定しなければならない（実用炉則82条1項）。また、②運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後40年を経過する日までに、高経年化技術評価を行い、この評価の結果に基づき、原子炉等規制法43条の3の32第2項の運転期間延長認可を受けた延長する期間が10年を超える場合は当該延長する期間において、それ以外の場合は10年の期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての長期保守管理方針を策定しなければならない（実用炉則82条2項）。さらに、③運転を開始した日以後40年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後40年を経過した日以降10年を超えない期間ごとに、高経年化技術評価を行い、この評価の結果に基づき、10年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての長期保守管理方針を策定しなければならない（実用炉則82条3項）。

そして、発電用原子炉施設の保守管理に関する事（高経年化技術評価に関する事や長期保守管理方針を含む。）は、保安規定において定める事項とされており（実用炉則92条1項25号）、発電用原子炉設置者は、これらを定めたことにより保安規定を変更しようとするときは、保安規定変更認可を受けなければならない（原子炉等規制法43条の3の24第1項）。

(2) 運転期間延長認可制度

原子炉等規制法は、発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間を、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に同法43条の3の11第1項の使用前検査に合格した日から起算して40年とした上で(原子炉等規制法43条の3の32第1項)、当該運転の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、1回に限り20年を超えない期間で延長できると規定している(原子炉等規制法43条の3の32第2項、第3項、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令〔以下「原子炉等規制法施行令」という。〕20条の6)。

運転期間延長認可を受けようとする者は、原子炉等規制法43条の3の32第1項に定める期間の満了前1年以上1年3月以内に所定の申請書を原子力規制委員会に提出しなければならないが、当該申請書には、申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類、延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化に関する技術的な評価の結果を記載した書類及び延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての長期保守管理方針を記載した書類を添付しなければならない(実用炉則113条1項、2項)。

3 原子力規制委員会による設置変更許可等に係る審査の概要

前記1及び2で述べたとおり、平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法の下で既存の発電用原子炉施設を新規制基準に適合させようとする発電用原子炉設置者は、原子炉設置変更許可、工事計画(変更)認可、使用前検査及び保安規定(変更)認可の各申請を行うとともに、運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、これらに加え、10年ごとに発電用原子炉施設の保守管理に関する事項(高経年化技術評価に関することや長期保守管理方針を含む。)について保安規定変更認可の申請を行い、発電用原子炉の設置の工事について最初に使用前検査に合格した日から起算して40年

の運転期間を延長しようとする場合は、運転期間延長認可の申請を行う必要がある。

原子力規制委員会は、上記各申請に対する審査を行い、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）等への適合性を判断することになる。

以下、各許認可の申請、審査の概要について述べる。

(1) 原子炉設置変更許可

発電用原子炉設置者は、原子炉等規制法43条の3の5第2項2号から5号まで又は8号から10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、設置変更許可の申請を行う（原子炉等規制法43条の3の8第1項、原子炉等規制法施行令20条の3、実用炉則5条）。

原子力規制委員会は、当該申請が設置許可基準規則で定める基準（原子炉等規制法43条の3の6第1項4号所定の「原子力規制委員会規則で定める基準」がこれに当たる。）に適合するものであるか否か等を審査し、当該申請が原子炉等規制法43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、設置変更許可をしてはならない（原子炉等規制法43条の3の8第1項、2項、同法43条の3の6第1項）。

(2) 工事計画（変更）認可

発電用原子炉施設の設置又は変更の工事をしようとする発電用原子炉設置者は、当該工事に着手する前に、その工事の計画について原子力規制委員会の工事計画（変更）認可の申請を行う（原子炉等規制法43条の3の9第1項、第2項、実用炉則9条）。

原子力規制委員会は、当該申請に係る発電用原子炉施設が技術基準規則で

定める技術上の基準（原子炉等規制法４３条の３の９第３項２号，同法４３条の３の１４所定の「原子力規制委員会規則で定める技術上の基準」がこれに当たる。）に適合するものであるか否か等を審査し，当該申請が原子炉等規制法４３条の３の９第３項各号のいずれにも適合していると認めるときは，工事計画（変更）認可をしなければならない（同条３項）。

(3) 使用前検査

工事計画（変更）認可を受けて設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設等は，その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け，これに合格した後でなければ，これを使用してはならないことから，同検査を受けようとする者は，使用前検査の申請を行う（原子炉等規制法４３条の３の１１第１項，実用炉則１５条）。

原子力規制委員会は，発電用原子炉設置者が実際に当該工事に係る発電用原子炉施設を使用する前に使用前検査を実施し，上記工事が既に認可を受けた工事の計画に従って行われたものであるか否か及び技術基準規則で定める技術上の基準（原子炉等規制法４３条の３の１１第２項２号，同法４３条の３の１４所定の「原子力規制委員会規則で定める技術上の基準」がこれに当たる。）に適合するものであるか否かを審査し，その発電用原子炉施設が原子炉等規制法４３条の３の１１第２項各号のいずれにも適合しているときは，合格とする（実用炉則１６条，原子炉等規制法４３条の３の１１第２項）。

(4) 保安規定（変更）認可

発電用原子炉設置者は，原子力規制委員会規則で定めるところにより，保安規定を定め，発電用原子炉の運転開始前に，原子力規制委員会の認可の申請を行う。保安規定を変更しようとするときも同様である。（原子炉等規制法４３条の３の２４第１項，実用炉則９２条１項，２項）

原子力規制委員会は，保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による「災害の防止上十分でない」ものか否

かを審査し、これが「災害の防止上十分でない」と認めるときは、保安規定（変更）認可をしてはならない（原子炉等規制法43条の3の24第2項）。

なお、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉について、10年ごとに発電用原子炉施設の保守管理に関する事項（高経年化技術評価に関することや長期保守管理方針を含む。実用炉則92条1項25号）について保安規定を定めることになるが、当該保安規定についても、上記と同様、保安規定変更認可の申請を行い、これに対し、原子力規制委員会も、上記と同様、当該保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による「災害の防止上十分でない」ものか否かを審査し、これが「災害の防止上十分でない」と認めるときは、保安規定変更認可をしてはならない（原子炉等規制法43条の3の24第2項）。

(5) 運転期間延長認可

発電用原子炉の設置の工事について最初に原子炉等規制法43条の3の11第1項に定める使用前検査に合格した日から起算して40年の運転期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前1年以上1年3月以内に実用炉則113条1項及び2項所定の申請書及びその添付書類を原子力規制委員会に提出して、運転期間延長認可の申請を行う（原子炉等規制法43条の3の32第1項ないし第4項、原子炉等規制法施行令20条の6、実用炉則113条）。

原子力規制委員会は、当該申請に係る発電用原子炉が、実用炉則114条所定の基準（延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するもの）に適合しているか否かを審査し、これに適合していると認めるときに限り、運転期間延長認可をすることができる（原子炉等規制法43条の3の32第5項、実用炉則114条）。

第4 求釈明

前記第3で述べたとおり、原子炉等規制法は段階的安全規制の体系を採用しており、各段階の手續においては、これに先立つ審査手續及び各許認可を前提として、当該段階における規制目的に応じた許認可要件の適合性を審査するという法的枠組みを採用している。例えば、原告らが取消しを求めている設置変更許可処分については、原子力規制委員会において、設置許可基準規則適合性を審査しているのである。これに対し、原告らは、新規制基準の不合理性及び適合性審査の瑕疵などを本件各処分の違法事由として主張するようであるが（平成28年（行ウ）第49号事件、同第134号事件の各訴状第9章ないし第16章）、これらの違法事由が、前述の段階的安全規制のいずれの段階に係るものか、原告らが取消しを求める本件各処分のいずれの処分の違法に係るものかといった点が明らかでない。

そこで、原告らが主張する個々の違法事由が本件各処分のいずれの処分の違法に係るものか、具体的に明らかにされたい。

以 上